

鶴岡市農業委員会第6回西部農地部会議事録

日 時 場 所	令和6年5月15日(水) 午後1時30分 鶴岡市藤島庁舎 大会議室
出 席 農業委員	1番 五十嵐 覚 2番 阿部 晃 3番 石塚 治己 4番 佐藤 晃 5番 荻原 優太 6番 松本 典子 7番 佐藤 治久 8番 田澤 幸弘 9番 佐藤 泰仁 10番 原田 政幸
出 席 推進委員	1番 渡部 信子 3番 須田 進二 4番 齋藤 潤子 5番 小南 賢史 6番 榎本 勝 7番 吉住 喜之 9番 佐藤 圭介 10番 野村 仁 11番 池田 賢成 12番 小林 節径 13番 田村 亮真 14番 佐藤 宣夫 15番 本間 長志 16番 伊藤 貢
遅参委員	なし
早退委員	なし
欠席委員	2番 齋藤 靖 8番 長谷川 浩之
事 務 局	局長 伊藤 幸 局長補佐 黒井 布美 主査 原田 和泉 主査 坂田 英勝 主事 齋藤 静 主事 奥山 立 鶴岡分室主査 村田 直樹 温海分室主事 牧 一希
議事日程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 閉会
	開 会 午後 1 時 30 分
議 長	本日の欠席届は、2番 齋藤 靖推進委員、8番 長谷川 浩之推進委員、遅参、早退は、ありません。定足数に達しておりますので、只今より第6回西部農地部会を開会します。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により議長において指名いたしますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、9番 佐藤 泰仁委員、3番 石塚 治己委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。それでは、報告事項に入らせていただきます。

議 長	報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
	報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
	報告第 3 号 農地の転用事実に関する照会について
	報告第 4 号 農地法第 5 条の規定による届出について
	事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について》
	(説 明)《報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について》
	(説 明)《報告第 3 号 農地の転用事実に関する照会について》
	(説 明)《報告第 4 号 農地法第 5 条の規定による届出について》
議 長	報告事項ではありますが、質問はございませんか。
	(発言者なし)
議 長	なければ、これより議事に入ります。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について》
議 長	担当委員からの現地調査報告をお願いします。1 番委員。
1 番 委 員	温 2 について、報告いたします。現地は借人宅から 500m 程の場所にあり、昨年までは、貸人が水稲作付けをしていたのですが、耕作が大変になった為、近隣で耕作をしている借人が今回から耕作する事で、話がまとまったものです。借人が、引き続き、水稲作付けをする予定になっているので、問題は無いと思っております。以上です。
議 長	それでは、審議に入ります。質疑のある方は、挙手を願います。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 1 号 農地法第 3 条規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 1 号 農地法第 3 条規定による許可申請については、議案通り決しました。続きまして、議案第 2 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてと、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についての議案は、関連案件の為、一括審議といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《議案第 2 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について》
事 務 局	(説 明)《議案第 3 号 農地法第 5 条規定による許可申請について》
議 長	担当委員からの現地調査報告をお願いいたします。6 番委員。
6 番 委 員	報告いたします、5 月 8 日に私と 6 番推進委員、事務局 1 名で現地確認に行ってきました。現場は既に整地され、砂利も敷かれている状態でした。住宅地の並びの一番端の土地なので、周辺農地への影響は特にないと考えられる為、許可相当と判断されます。

議 長	それでは、審議に入ります。質疑のある方は、挙手を願います。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 2 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 2 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、議案第 3 号 農地法第 5 条規定による許可申請については、議案通り決しました。続きまして、議案第 4 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(説 明) ≪議案第 4 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について≫
議 長	なお、議案第 4 号 農用地利用集積計画 (案) の決定については 5 月 13 日開催に開催された農用地利用調整会議での確認を経ております。それでは審議に入ります。質疑のある方は、挙手を願います。3 番委員。
3 番 委 員	ページ 44 からページ 47 の機鶴 247、248 は私の案件ですので、退室の許可をお願いいたします。
議 長	退室を許可します。
	(3 番委員退室)
議 長	それでは、機鶴 247、248 についてのみ審議を行います。質疑のある方は、挙手を願います。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、機鶴 247、248 についてのみ、質疑を終結し、採決を行います。機鶴 247、248 について、賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、機鶴 247、248 については、議案通り決しました。3 番 石塚委員の入室を許可します。
	(3 番委員入室)
議 長	機鶴 247、248 以外の審議を行います。質疑のある方は、挙手を願います。8 番委員。
8 番 委 員	借賃料の欄に「自動変更鶴岡 A」、「自動変更鶴岡 C」とありますが、どういう意味か教えていただきたいです。
議 長	事務局の説明を求めます。
事 務 局	「自動変更鶴岡 A」、「自動変更鶴岡 C」は、農業委員会で作成している、「賃借料情報【鶴岡市平均】」の農地区分で、金額もこの表に基づいたものです。「自動変更」というのは、年度で米の単価が変更になった場合、その単価を使うという意味になります。「自動変更 J A 鶴岡 A」は、農協で定めている単価になります。
議 長	他にございませんか。
	(発言者なし)

議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 4 号 農用地利用集積計画（案）の決定 の機鶴 247、248 以外について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 4 号 農用地利用集積計画（案）の決定 の機鶴 247、248 以外について、議案通り決しました。続きまして、議案第 5 号 農地中間管理事業に関する促進計画（案）について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《議案第 5 号 農地中間管理事業に関する促進計画（案）について》
議 長	審議に入ります。質疑のある方は、挙手を願います。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 5 号 農地中間管理事業に関する促進計画（案）について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 5 号 農地中間管理事業に関する促進計画（案）については、議案通り決しました。以上で、本日の審議はすべて終了しました。これにて、第 6 回西部農地部会を閉会します。
	閉会 午後 2 時 00 分
	議 長 <u>原 田 政 幸</u> 議 事 録 署名委員 <u>石 塚 治 己</u> 議 事 録 署名委員 <u>佐 藤 泰 仁</u>